



自分の賃金の内容知っていますか？

私たちが毎月受け取っている給料=賃金の内容について、詳しい中身を知らない方も多いのではないのでしょうか？

私たちの賃金は「賃金規程」によって定められており、基準内賃金・基準外賃金・その他の3つに分類されています。賃金規程第3条によって基準内賃金は『基本給、管理手当・技術手当・教育手当、都市手当、扶養手当』と定められています。また、賃金は全てが同じタイミングで支払われるのではなく、それぞれ支給日が決まっています。

分類	名称	賃金規程	
基準内賃金	基本給	第9条	
	管理手当・技術手当・教育手当	第33条の9	
	都市手当	第35条	
	扶養手当	第40条	
基準外賃金	通勤手当	第56条	
	職務手当	第64条	
	技能手当	第65条	
	割増賃金（超過勤務手当・夜勤手当）	第109条	
	日直・宿直手当	第121条	
	緊急呼出手当	第121条の3	
	看護師・医療技師の 初任給調整手当	第65条の2	
	自動車先行地手当	第121条の7	
	別居手当	第131条	
	寒冷地手当	第136条	
	特殊勤務手当	深夜早朝勤務手当	第96条
		夜間看護手当	第100条の3
		乗務員手当	第102条
		自動車乗務員手当	第104条の4
添乗手当		第105条の3	
年末年始手当	第105条の9		
その他	期末手当（夏季手当・年末手当）	第143条	

毎月25日に月分を支給される賃金

基本給、都市手当、扶養手当、管理手当・技術手当・教育手当、職務手当、技能手当、看護師・医療技師の初任給調整手当、別居手当

月分を翌月25日に支給される賃金
(前の月の実績に応じて支払われる)

特殊勤務手当、割増賃金、日直・宿直手当、緊急呼出手当、自動車先行地手当

賃金規程の定められた時期に
支給される賃金

通勤手当、寒冷地手当、期末手当

基本給を算出基礎とする賃金

都市手当・期末手当・
超過勤務手当・夜勤手当

基本給の引上げは生涯賃金に
大きく影響します！

【社員の1時間あたりの賃金額】

1時間あたりの賃金額 = $\frac{\text{基本給} + \text{管理手当等} + \text{都市手当} + \text{職務手当} + \text{技能手当}}{149.9}$

※ 計算額に1銭未満の端数が生じたときは、その端数は1銭に切り上げる。
【賃金規程 第108条参照】

時給を60で割ると
1分あたりの賃金が
算出できます

割増賃金については賃金規程第109条によって、右の表の通り定められています。

※ 1時間当りの単価の計算額に1円未満の端数が生じた場合は、50銭以上は1円に切り上げ、50銭未満は切り捨て

超過勤務手当及び夜勤手当の単価	上記の計算式で算出した 1時間当たりの賃金額に乗じる率
通常の勤務時間 (A単価)	100 / 100 を乗じたもの
超過勤務手当 (B単価)	130 / 100 を乗じたもの
夜勤手当 (C単価)	40 / 100 を乗じたもの
休日出勤 (D単価)	135 / 100 を乗じたもの
月超勤60時間超 (E単価)	150 / 100 を乗じたもの

生涯賃金を増やすためには
基本給の引き上げ＝ベースアップを
勝ち取る必要があります！

※もっと詳しく知りたい方は輸送サービス労組本部 HPへ→

